

高岡地区広域圏事務組合職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例

平成5年3月29日条例第8号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果については、高岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年高岡市条例第31号）及び高岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年高岡市条例第32号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和49年高岡地区公害センター組合条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。